

鳥取縣公報

昭和十六年十一月七日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

縣
令

第千二百八十二號

金曜日

◆鳥取縣令第六十四號

金屬類回收令施行細則左ノ通定ム

昭和十六年十一月七日

金屬類回收令施行細則

鳥取縣知事 八 田 三 郎

ヲ得

第一條 金屬類回收令施行規則(以下規則ト稱ス)第一條ノ規定
 一 依リ商工大臣ノ指定スル者以外ノ回収機關ハ別ニ知事之ヲ
 定ム

第二條 規則第四條ノ規定ニ依リ知事ノ指定スル回収物件ヲ所有
 シ又ハ權原ニ基キ占有スル者ハ當該回収物件ニ付讓渡其ノ他
 ノ處分ヲ爲シ又ハ之ヲ移動スルコトヲ得ズ但シ回収機關ニ讓
 渡スル場合及規則第二條各號ニ掲グ爾場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 前條ノ場合ニ於ケル規則第二條第五號ノ規定ニ依ル知事
 ノ許可ハ左ノ各號ノニ該當スル場合ニ限リ之ヲ受クルコト
 第三條 前條ノ場合ニ於ケル規則第二條第五號ノ規定ニ依ル知事
 ノ許可ハ左ノ各號ノニ該當スル場合ニ限リ之ヲ受クルコト

三 回収物件ノ保存又ハ修理ノ爲特ニ必要アル場合
 四 當該施設ノ操業又ハ運營上特ニ必要アル場合
 五 其ノ他回収物件ノ讓渡其ノ他ノ處分又ハ移動ヲ必要トス
 ル特別ノ事情アル場合

第四條 第二條ノ規定ニ依リ知事ノ指定スル物件ヲ所有スル者ハ
 知事ノ指定スル期日迄ニ回収機關ニ對シ當該物件ノ讓渡ノ申

込ヲ爲スベシ但シ規則第二條各號ニ掲タル場合ハ此ノ限ニ在
第五條 前條ノ場合ニ於ケル規則第二條第五號ノ規定ニ依ル知事
ノ許可ハ左ノ各號ノ一一該當スル場合ニ限リ之ヲ受クルコト
ヲ得

ラズ

00460

一 回收物件ヲ國家ニ獻納スル場合
二 他ノ法令ノ規定ニ依リ回收物件ノ備附ヲ必要トスル場合
三 危害防止上特に回收物件ノ備附ヲ必要トスル場合
四 特ニ顯著ナル歴史的、美術的又ハ工藝的價値アル場合
五 回收物件ノ撤去ヲ爲スコト能ハズ又ハ撤去ヲ爲スコト著
シク困難ナル場合
六 其ノ他回收物件ノ備附ヲ必要トスル特別ノ事由アル場合
第六條 規則第二條第五號、第三條第二號及第五條但書並ニ本令
第二條但書及第四條但書ノ規定ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケント
スル者ハ規則第十二條所定ノ許可申請書ヲ當該回收物件ノ所
在地ヲ管轄スル警察署長ヲ經由シ知事ニ提出スベシ

別記 第二號 様式

金屬類回收物件讓渡申込ノ件勸告

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

第七條 金屬類回收令（以下令ト稱ス）第五條ノ規定ニ依ル回收物件
ノ讓渡ノ申込ハ別記第二號様式ニ依リ之ヲ爲スベシ
第九條 回收物件ヲ國家ニ獻納セントスル者ハ別記第三號様式ニ
準ジタル書面ヲ以テ回收機關ニ之ヲ委託スベシ
同收機關前項ニ依リ委託ヲ受ケタル回收物件ノ處分ニ付テハ
別ニ知事之ヲ指示ス

第十條 回收機關ハ引渡ヲ受ケタル回收物件並ニ國家ニ獻納スル
爲委託ヲ受ケタル物件ノ數量、價格、費用等ノ毎月分ヲ集計
シ別記第四號様式ニ依リ各其ノ翌月五日迄ニ報告スベシ

第十一條 令第十五條第二項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢
査セシムル場合其ノ身分ヲ示ス證票ハ別記第五號様式ニ依ル

00461

指 定 施 設	回收物件及施設指定規則第三條第 號		
回 收 物 件	鐵ヲ主タル材料トスルモノ（珊瑚引ノモノヲ除ク） 銅又ハ黃銅其ノ他青銅銅合金ヲ主タル材料トス ルモノ		
指定期日又ハ期限	昭 和	年	月 日
申込ヲ爲スベキ回收機關	申込先 金屬類回收鳥取事務所内回收機關		
右物件ハ各其ノ見込數量ヲ具シ指定期日（又ハ期限）迄ニ回收機關（前記申込先宛）ニ對シ讓渡ノ申込相成度 昭 和 年 月 日			
鳥 取 縣 知 事			
市 郡	町 村	殿	
回收物件所有者			
回 收 機 關 御 中	讓 渡 申 込 書	所屬團體名 住 所 氏名（又ハ名稱） 電話	
回收事務所受付番號	昭 和 年 月 日	局	
別記 第二號 様式	三		

00462

物 件 名	所 在 場 所	古有者ノ住 所 氏 名	概 數	費 用 ノ 要 否	工事	撤去	摘 要
			數 量 鐵)	重 量	費 用	修理費	代替費
計							

注意事項

- 1 本申込書ニハ鐵ヲ主タル材料トスルモノニ付記入スルコト
- 2 物件名ノ如、棚、櫛、門柱、泥瓦器等ト具體的ニ記入スルコト
- 3 所在場所ノ譲渡申込者ノ住所ト異ナルトキノミ記入スルコト
- 4 占有者ノ住所氏名ハ占有者が譲渡申込者ト異ナルトキノミ記入スルコト
- 5 概數欄中
　　数量ノ一件ニ應シ個數、延長、面積等ヲ記入スルコト
　　重量ハ重量困難ノ場合ハ推定重量ヲ、不明ナルトキハ「不明」ト記入スルコト
- 6 費用ノ否懶ニハ撤去費(引渡ニ要スル費用ヲ含ム)修理費及代理費(代替物件ノ價額ト其ノ備附費)ニシキ其ノ費用ノ支拂ヲ
　　回收スル機器ニ要求スルヤ否ヤニヨリ夫々「要」又ハ「否」ト記入スルコト但シ修理費ハ代替物件ノ備附ヲ要セサルトキノミ
　　記入スルコト
- 7 工事勘詮欄ニハ撤去・修理・代替物件ノ専附工事ニシキ土木建築業者ノ斡旋ノ希望ノ有無ヲ「有」又ハ「無」ト記入シ希望ス
- 8 本申込書ハ各地方廳所在地ノ回收事務所宛送付スルコト
- 9 賣渡希望ノ回収機器名ハ賣渡ヲ希望スル回収機關(抑制會社ヲ除ク)アル場合ノミ記入スルコト
- 10 摘要欄ニハ上記以外ノ事項ニシキ必要アラバ記入スルコト
- 11 本申込書ハ各地方廳所在地ノ回收事務所宛送付スルコト

別記 第三號 様式

金 屬 類 獻 納 委 託 中 申 入 書						
物 件 名	數 量	金 屬 種 別	重 量	物 件 名	數 量	金 屬 種 別
			キロ			
施行斡旋ノ要否				物 件 所 在 場 所		

右物件ハ國家ニ獻納致度ニ付可然御取計相成度候

昭和 年 月 日

金屬類回収令第十五條第二項ノ規定ニ依ル證票

(裏面)

第	番	昭和	年	月	日交付
---	---	----	---	---	-----

官	鳥取縣印
職	氏

名

國家總動員法第三十一條政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿、書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得
國家總動員法第四十六條第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨げ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下の罰金ニ處ス

金屬類回収令第十五條商工大臣又ハ地方長官ハ回収物件ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ回収機關及回収物件ノ所有者其ヲ他ノ關係人ヨリ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ當該回収物件ノ所在ノ場所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ當該回収物件書類、帳簿等ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ攜帶セシムベシ

告示

◆鳥取縣告示第八百六十七號

昭和十六年十一月一日左ノ國民健康保險組合ノ設立ヲ認可セリ

昭和十六年十一月七日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

一 組合ノ名稱 大村國民健康保險組合

二 事務所ノ所在地 八頭郡大村大字鷹狩二十二番地

三 組合ノ地區 八頭郡大村

◆鳥取縣告示第八百六十八號

氣高郡畜產組合ニ對シ濱村、古海定期齋駒羅市場業務規程第三條中改正ノ件左ノ通十一月七日付認可セリ

昭和十六年十一月七日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

市場名	既定開催日	十二月	三月	改正開催日
瀬村齋駒羅市場	二十四日	十七日	十三日	二十三日
	十九日	十四日	十九日	十一月
	十二日	十一日	九日	十一月

00468

古海續駒羅市場

二十五日

二十一日

十六日

二十四日

十一日

十三日

昭和十六年第ニ回醫藥品其ノ他ノ衛生用物資源調査員ヲ左ノ通任命セリ
昭和十六年十一月七日

00466

◆鳥取縣告示第八百六十九號

昭和十六年第ニ回醫藥品其ノ他ノ衛生用物資源調査員ヲ左ノ通任命セリ

昭和十六年十一月七日

00466

古海續駒羅市場

二十五日

二十一日

十六日

二十四日

十二日

十四日

古海續駒羅市場

二十五日

二十一日

十六日

二十四日

十二日

十四日

古海續駒羅市場

二十五日

二十一日

十六日

二十四日

十二日

十四日

調查區域	身分	氏名	住所
鳥取警察署	藥劑師	山本一郎	鳥取市行徳四一三ノ一
岩井警察署	同	吉田一郎	鳥取市茶町八ノ一
河原警察署	醫師	前田太郎	岩美郡本庄村大字新井三七八ノ一
若櫻警察署	藥劑師	森永一郎	八頭郡河原町大字袋河原四四二
智頭警察署	同	入島太郎	八頭郡若櫻町三〇〇番屋敷
寶木警察署	藥劑師	本多益太郎	八頭郡智頭町大字智頭三三〇
倉吉警察署	同	森忠太郎	氣高郡寶木村大字寶木九一〇ノ二
八橋警察署	同	藤雅邦太郎	東伯郡倉吉町大字東仲町一、〇七九
米子警察署	同	重邦太郎	東伯郡八橋町大字八橋五〇三
	同	親藏子郎	米子市糺町一丁目四九
	同	藏子郎	米子市角盤町二丁目二九
	同	元士郎	
	同	元三郎	
	同	健太郎	
	同	元三郎	
	同	衛士郎	

00469

境警察署	同	増谷慶一郎	西伯郡境町大字相生町二三
溝口警察署	同	立谷祐一郎	西伯郡境町大字本町三〇
黒坂警察署	同	内田隼一郎	日野郡溝口町大字溝口六三〇
	同	眞壁一郎	日野郡根雨町大字根雨六三九

◆鳥取縣告示第八百七十號

當管內ニ於ケル健康保險醫左ノ通指定セリ

昭和十六年十一月七日

昭和十六年十一月七日

昭和十六年十一月七日

八頭郡智頭町大字智頭一、六九九

伊藤

廣

鳥取縣知事

八

田

三

郎

指定年月日

昭和十六年十月二十九日

◆鳥取縣告示第八百七十一號

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通指定セリ

昭和十六年十一月七日

八頭郡智頭町大字智頭

鳥取縣知事

八

田

三

郎

指定年月日

昭和十六年十月二十九日

専門科名

診療所所在地

藤田三郎

昭和十六年十月二十九日

内科外科

八頭郡智頭町大字智頭

藤田三郎

昭和十六年十月二十九日

彙

報

農地作付統制細則に就て

農地を活して食糧増産

銚後國民職域奉公の道

(農務課)

刻下食糧増産確保の緊急性に鑑み、政府は去る十月十六日農林省令第八十六號を以て、臨時農地等管理令に基き農地作付統制規則を公布せられたので、本縣ではこれに即應し農地作付統制細則を定めて十月三十一日附縣令第六十一號を以て公布し、十一月一日より實施した。

以下その概要を説明すると、まづ昭和十五年九月一日以後に於て農林大臣指定の食糧農作物（米・麥・大豆・甘藷・馬鈴薯）を作付した農地には特別の事情によつて知事の許可を受けた場合並に天災等の爲やむを得ぬ事由により知事の許可を受ける暇のない場合、又は食糧農作物の作付に支障を及ぼさぬ限度であるとか、乃にこの農地に相當する農地に右食糧農作物を作付するとか、乃

村を受けることが出来るが、もし右の指示に従つて食糧農作物の作付をしない時は、知事はその者に對して必要の作付を命令して食糧増産を期することとなる。

次に農地の権利者は、自家用として畠に作付する場合、學校・試驗場等に於て試験研究の爲作付する場合及び特別の事由によつて知事の許可を受けた場合の外は、その農地に知事の指定する農作物（果樹・桑樹・茶樹・桐樹・竹・柏柳・苗木）を昭和十五年九月一日に於ける作付面積を超えて作付することは禁ぜられてゐるし、又自家用として畠への作付、試験研究、天災（この場合は市町村農會の承認を要す）並に知事の許可を受けた場合の外は、左の制限を超えて、左記の指定作物を作付することはならない。

一、水田に栽培を禁止されてゐるもの

西瓜、甜瓜、花卉

二、水田に昭和十五年九月一日以後に作付せる面積の八割以内の作付を認めるもの

芋（ガホウ）、蒲、蘭、七島蘭、一年生苗木

三、畠に昭和十五年九月一日以後に作付せる面積と同等以内の作付を認めるもの

西瓜、甜瓜、花卉

尙市町村農地委員會は、その市町村にある土地であつて、（一）裏

至は輸作の爲に定まつた年次の下にこれを作付する場合の外、一切他の農作物を作付することはならぬのであつて、このうち前述の天災等による場合及び輸作に關する場合は市町村農會の承認を必要とするのである。

又農林大臣の指定した制限農作物（果樹・桑樹・茶樹・桐樹・

杞柳・花卉・除蟲菊・罂粟・薄荷・煙草等、本縣では特に桑樹を指定する）については、必要に應じてこれを食糧農作物に作付轉換を行ふことになつてゐるが、これについては知事は農林大臣から之の通知により鳥取縣經濟更生委員會の意見を聽いて各市町村毎に作付轉換計畫を定め市町村農會に通知し、市町村農會は又市町

村經濟更生委員會の意見を聽いてその制限作物の種類・面積並に當該農地に新に作付すべき食糧農作物の種類・面積及び作付の時期等を定めて農地の権利者に指示するのである。この際その農地について小作料の條件の變更を適當と認めるものがある場合は、市町村農會は當該農地委員會に對し、その定をなすべきことを請求することが出來、又この作付の指示を受けた者がその指示に従つて食糧農作物の作付を爲す場合は、別に定められた助成金の交

作其の他の耕作に供することを得る農地にして其の用に供せらるべきもの、其の他利用方法適當ならざるもの、（二）耕作の目的に供することを得る土地にして現に耕作に供することなく放棄せらるべきものがある場合には、その土地の権利者に對して選擇なく其の土地の耕作に關して勸告をせねばならぬことになつてゐて、もし此の勸告を受けても正當の理由なくしてこれを放棄するときは、市町村農地委員會はその事情を知事に報告し、知事は其の土地を適當と認める者に耕作せしめる爲、當該土地の権利者に對し賃貸其の他必要な措置を命じ得ることになつてゐる。

以上要するに今回公布された農地作付統制細則は、本縣内に於ける農地をして能くだけ食糧増産の爲にその性能を發揮せしめようとする企圖により、法の力を以て時局柄最も緊切なる國民食糧の確保を期してゐるものであるが、各位はこれら法の力の發動を待つまでもなく、進んでその耕作する農地はもとより、一切の休閑地荒蕪地を開拓利用し、勞力・肥料等の不圓滑をも克服して國家の要請する食糧農作物の増産に邁進し、臨戰態勢下國民の任務完遂に全力を盡すやう努めねばならぬ次第である。

X

X

X

方面委員の増任並に改任

時局下方方面委員の任務益々重し
機構を整備して職責完遂に邁進

(社會課)

時局の進展と共に國民生活の安定、人的資源の確保等方面委員の活動を要する範圍は頗る廣く、其の職責は極々重大さを加へて臨戰態勢下一段とその活潑なる機能發揮の必要があり、特に今回施行せられた醫療保護法は、貧困にして醫療の途なき者に對する保護の徹底を期して國民生活の安定強化に資し、進んで人口増強に寄與しやうとするものであつて、其の該當者の認定、醫療券の交付等方面委員は極めて重要な役割を果さねばならぬ地位に立つこととなつた。就てはその使命と職責を完うし、保護の徹底を期する爲には方面委員に其の人を得ることが最も緊要である。

從つて現在の如き方面委員の配置では到底その使命を完遂するに困難な實情があるので、此の際要保護者の數に較べて方面委員の少數である向についてはその増員を圖ると共に、現任委員であつてもこの任務に對して熱意を缺いだり、又は方面委員を以て單なる名譽職視して活動が不充分であつたり、或は他に多忙な職

- 責を有するとか、若しくは病氣その他の事由に依つて本事業の遂行上支障ありと認められる者に對しては、任期中と雖もこれを解任して機構を整備しこの重責の遂行を完からしめることとなつたとになつて居るが、その推薦方針は次の通りである。
- 1 荷くも情實に流れるところなく、廣く人材の網羅に努めて偏見的推薦に陥らぬやう嚴正公平に適任者を求める。
 - 2 近隣の信望篤く、身體強健、生活が安定して他の職務の爲に束縛を受けることなく、自由に活動し得て社會公共の爲に犠牲奉公の念の強い人格高潔の士にして活動的な人を求める。
 - 3 同胞相愛、隣保相扶の觀念に富みて克く社會事業の理念を把握し、斯業に推進の氣魄と實踐力を持して第一線に活躍するの氣概を有する人物を求める。
 - 4 なるべく老齢又は若年に過ぎぬこと。但し眞に實踐力ある者はこの限りでない。
 - 5 地方の實情に通曉し、日常擔當地域内の居住者と克く接觸する。

し得る立場にある者であつて、激勵指導、説教或は苦言・叱正等をなし得る人物であること。

6 市町村の實情に應じ醫師・宗教・教育・產業其の他の各職能より適任者を選ぶこと。

市町村長は右の如き事項を方針として人物を選定推薦する筈であるが、推薦せられたる人士は刻下の時局を充分認識の上、奮つてこの重任に當つて專心邦家の爲奉公の誠を盡されるやう希望にたえぬ次第である。

夏秋蠶第二回豫想收繭高

(統計課)

本縣に於ける本年の夏秋蠶第二回豫想收繭高を十月十日現在を以て調査したが、其の收繭高は四十四萬五千百三十貫であつて、之を本年の第一回豫想收繭高に比すれば一萬二千百六十貫(二分七厘)、前年實收繭高に比すれば二十三萬二千四百二十二貫(三分割四分三厘)の各減少を示してゐる。

蓋し本年の夏秋蠶は掃立以來降雨が持續し、低溫多濕であつた爲全般に硬化病及軟化病等の發生があつて、生育不良の爲前記の如き收繭を見るべき豫想である。

尙之を都市別に示せば次の如くである。

兵器獻納資源回收 運動醸出金報告

	第二回豫想收繭高		第一回豫想收繭高		増減(△印減) 前年實收繭高ニ比シ	
鳥取市	六、五四〇	貫	一、〇〇九	貫		
米子市	二六、七一〇	貫	一、一〇〇九	貫		
岩美郡	一四、六七〇	△	三五〇	△	六、四九六	
八頭郡	二〇、八一〇	△	二、〇七〇	△	一一、六六三	
氣高郡	三八、一五〇	△	九一〇	△	二〇、五〇六	
東伯郡	一七四、四〇〇	△	三、二〇〇	△	九三、八七八	
西伯郡	一五六、四三〇	△	六、三一〇	△	七一、〇六八	
日野郡	七、四二〇	△	七三〇	△	七、〇八三	
計	四四五、一三〇	△	一一二、一六〇	△	二三三、四二二	

日野郡八郷村
米子市
岩美郡蒲生村
東伯郡上小鴨村
西伯郡淀江町
西伯郡庄内村
氣高郡青谷町

00472

00474

一金拾圓
一金五圓拾八錢
一金六圓五拾錢
一金拾九圓五拾六錢
一金六圓六錢
一金貳拾貳圓

西伯郡大國村
西伯郡幡鄉村
東伯郡灘手村
岩美郡春日村
岩美郡本庄村
日野郡福榮村
西伯郡逢坂村

◎行旅死亡人
一本籍住所氏名年齢不詳推定年齢七十二三才位
一人相特徵 身長五尺五寸位、中肉鼻高、口耳並体量十四貫
一位頭髮圓刈、右目潰

一服裝 本線筒紬短綿入、ラクダ色糸色チヨツキラクダ
一色コールテン短袴、黒色木綿卷脚胖草鞋履き
一一所持金品 現金十六錢其ノ他無シ

一死亡ノ別 腦癱痺心病死
一小館正次宅
一死亡年月日 昭和十六年九月十三日午前七時三十分
一假埋葬地 秋田縣鹿角郡七龍村荒谷字萬谷萬壽寺境内墓地
右心當リノ向ハ直接當該村長宛照會相成度

◎行旅死亡人
一本籍住所氏名年齢不詳推定年齡四十四、五才位ノ男子
身長五尺二寸八分体格ヤセ方頭髮一分刈顔丸型鼻稍低シ特徵脊面
右肩下ニ小豆大ノアザアリ

着衣中古印ハン纏(襟ニ西島商店、裏ニ藤崎ノ手拭ヲ縫ヒ付ケアリ)
リ女子白木綿ノ肌着、黒木綿小倉詰襟古洋服ノ上着、白木綿ソ

デ長シャツ、ステーブルファイバーラク駄色メリヤスシャツ、黒
色縮及木綿交織モモ引及白木綿モモ引、十文半中古地下足袋、所
持品、ガマ口大型中型小型各一個、在中金八圓六錢、紺木綿シマ

夏物勞働衣、スフ子供運動着、富士絹赤色花模様小風呂敷、白ネ
ル子供用下着、桃色ネル中古女子用腰巻、古濃紫メリシス小風呂

敷、赤色及青色ノ細紐各一
右ハ昭和十六年八月十日午前三時頃古城村大字古城字西澤鐵道地
内ニ於テ變死シアルニツキ同村儀寺公葬地ニ假埋葬ス

右心當リノ向ハ直接當該村長宛照會相成度

昭和十六年十一月七日印刷
昭和十六年十一月七日發行

發行者 島取縣鳥取市東町
印 刷 所 島取縣氣高郡大正村大字古海
刑 業 支 所 島取縣鳥取市東町

◎行旅死亡人
一本籍住所氏名年齢不詳 自稱仙臺市字北銀治町一八
人相 無職(元藝妓)(ヒステリー病) 伊澤操 當三十二歲
人相 丈五尺一寸位、顔丸、目稍大、眉、鼻、口並 体格肥
特 徵 エタル方上頭部禿
所持品 義齒、前齒二枚金入
特 徵 褪襦單衣一枚
所持品 ナシ
右心當リノ向ハ直接當該市長宛照會相成度